公益財団法人Save Earth Foundation 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人Save Earth Foundation (以下、「この法人」と称する)の定款第40条の規定に基づき、 賛助会員に関し必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 この法人の目的または事業に賛同する地方公共団体並びに自治体、公益法人並びに非営利活動団体、及び営利法人並びに個人については、本規程に定める手続きにより賛助会員とすることができる。

(替助会員の種類)

第3条 賛助会員の種類は、次に掲げる通りとする。

- (1) 個人会員 この法人の主旨に賛同する個人
- (2) 民間団体会員 この法人の主旨に賛同する企業及び営利法人
- (3) 公共団体会員 この法人の主旨に賛同する地方自治体並びに地方公共団体、公益法人並びに非営利法人
- (4) 特別賛助会員 この法人の主旨に賛同し、その事業の基盤整備に参画する企業及び個人
- (5) 団体サポーター この法人の特定の事業に賛同する法人および各種団体
- (6) 個人サポーター この法人の特定の事業に賛同する個人

(賛助会費)

第4条 賛助会員は別に本規程第5条で定める入会金、賛助会費を納入しなければならない。また、一旦納入された入会金及び賛助会費は、事由の如何を問わずこれを返還しない。

- 2 賛助会費の納入は年1回を原則とし、毎年度4月末日までに当該年度分として納めるものとする。但し、年度期間中の新規入会会員は入会時に入会金と併せて納入するものとする。
- 3 賛助会費のうち、個人会員、民間団体会員、公共団体会員、特別賛助会員からの賛助会費は、この法人の事業の資金(事業費)として使途されることを原則とする。但し、入会金及び賛助会費の年度の総額の50%を限度として、事業の遂行(事業費の支出)に伴い発生する必要不可欠と認められる管理費として、財団はその一部を使途することができる。
- 4 賛助会費のうち、団体サポーター、個人サポーターからの賛助会費は、各サポーターが指定する事業の遂行に使途を特定されて受領する寄付金として取り扱うものとする。

(賛助会費の額)

第5条 賛助会費の額は、以下のとおりとする。

<替助会費>

- (1) 個人会員 -年額 10,000円/ 1口 複数口 可
- (2) 民間団体会員 -年額 50,000円/ 1口 複数口 可
- (3) 公共団体会員 —年額 2,000円/ 1口 複数口 可
- (4) 特別賛助会員 一年額 500,000円/ 1口 複数口 可
- (5) 団体サポーター -年額 50,000円/ 1口 複数口 可
- (6) 個人サポーター -年額 6,000円/ 1口 複数口 可 または 1,200円/ 1口 複数口 可 のいずれかから選択可とする。

<入会金>

個人会員、公共団体会員、団体サポーター、個人サポーターを除き、一律20、000円とし、入会時に納入する。

2 前項の賛助会費は、年度期中の入会の場合、原則として月割で当年度分の会費額を算定する。なお入会金はその性質に鑑み、年度期中の入会であっても月割計算は適用しない。

(入会手続き)

第6条 賛助会員になろうとする者は、別に定める所定様式の入会申請書に、下記の書類を添付して事務局長に申請しなければならない。

- (1) 会社概要や団体概要など、事業や活動の内容を示す書類(民間団体ならびに公共団体の場合)
- (2) 個人会員の場合は、簡単な経歴書と財団との関係を証明する書類
- (3) その他、財団の指示する書類

(入会承認)

- 第7条 前条により申請があった場合は、事務局長は理事会に必要書類を提出し、入会の承認を求めなければならない。
- 2 前項の承認を得た場合は、事務局長は速やかにその結果を申請者に連絡するものとする。
- 3 入会承認が得られなかった場合は、その旨、申請者に速やかに伝えるものとする。但し、その経過や事由は公表しない。

(資格の喪失及び退会)

- 第8条 次に掲げる各号の一に該当する場合は、賛助会員の資格を喪失する。
 - (1) 退会
 - (2)解散、廃業等または死亡
 - (3) 除名
- 2 退会する場合は、任意様式で退会の意思を表明する文書を作成し、事務局長に提出しなければならない。
- 3 次に掲げる各号の一に該当する場合は、理事長は理事会の議決に基づき当該賛助会員を除名することができる。また、 緊急を要する場合は、理事会の承認を得るまでの期間、理事長は当該賛助会員の資格停止の処分を行うことができる。
 - (1) 賛助会費または個別に定められた分担金その他の費用を滞納したとき
 - (2) 賛助会員としての義務に違反したとき
 - (3) この法人の名誉を毀損し、またこの法人の目的に反する行為のあったとき

(賛助会員の特典)

第9条 賛助会員の特典等については、内規により別途定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(附則)

本規程を、平成14年10月11日より施行する。

制定・改廃の経緯

制定 平成14年10月11日 施行(暫定) 平成14年10月11日 施行(正式) 平成17年 7月22日

改定 平成19年 9月 6日 (会員種別の変更)

改定 平成21年 1月28日 (民間団体会費額 100,000円/口を50,000 円/口に変更)

改定 平成23年10月11日 (第4条第3項ならびに第10条を追記)

改定 平成26年 8月25日 (財団名称の変更)

改定 平成26年12月26日 (第3条第1項、第4条第3項、第5条第1項の変更ならびに第4条第4項

の追加)

改定 平成28年 2月29日 (誤字の修正)

公益財団法人Save Earth Foundation 替助会員規程-内規

(目的)

第1条 この内規は、公益財団法人Save Earth Foundation(以下、「この法人」と称する)の賛助会員規程第9条の規程に基づき、賛助会員の特典等に関し必要な事項を定める。

(賛助会員の特典等)

- 第2条 この法人の賛助会員のうち、民間団体会員、特別賛助会員については、以下の特典を享受できる。
 - (1) この法人が主催するセミナー、シンポジウム等催し物への無料または会員特別価格での参加
 - (2) 各種事業についての会員特別価格の適用
 - (3) この法人が発行する刊行物・情報誌等の無料配布

(附則)

本規程を、平成27年4月1日より施行する。